

○入間基地における航空気象監視業務の実 施要領に関する通達

昭和 35 年 6 月 28 日 空幕発運第 233 号 (98)

航空保安管制気象群司令あて 航空幕僚長の命により

総務課長

関連文書：(35. 6. 21) 航空幕僚長指示第 14 号

標記については、別添長発防 2 第 95 号 (35. 4. 21) 並びに昭和 35 年航空自衛隊達第 23 号に基づき実施されたい。

別添

長発防 2 第 95 号

35. 4. 21

航空幕僚長 殿

防 衛 庁 長 官

入間基地における気象庁と防衛庁との気象業務運営について

標記について、別添「東京航空交通管制本部、フライト・サービス・センター、防空管制所およびこれに関係ある米軍関係機関に対して行なう気象業務についての申し合わせ」により実施することとしたから、気象庁長官と緊密な連絡をはかり実施されたい。

添付書類：東京航空交通管制本部及び防空管制局その他米軍関係機関に対して

行なう気象業務に関する申し合わせ 1 部

「写」配布先：官房長 1

防衛局長 2

装備局長 1

陸幕長 1

海幕長 1

(別紙)

東京航空交通管制本部、フライト・サービス・センター、防空管制所およびこれに関係ある米軍関係機関に対して行なう気象業務についての申し合わせ

気象庁と防衛庁とは、東京航空交通管制本部(以下「東京センター」という。)、フライト・サービス・センター(F S O)、防空管制所(A D C C)およびこれらに関係ある米軍関係機関に対して行なう気象業務の分担および相互協力について、次のとおり申し合わせる。

- 1 東京センターに対する気象情報(運航中の航空機に対し東京センターを通じて提供する情報を含む。)の提供は、気象庁が行なうものとする。ただし、自衛隊(外国の軍用機を含む。以下同じ。)についての飛行気象監視の業務は、自衛隊が行なうものとする。
- 2 フライト・サービス・センター、防空管制所および関係米軍機関に対する気象情報の提供は、防衛庁が行なうものとする。
- 3 現存の通信施設により受信する気象資料は、気象庁の気象業務が入間基地において行なわれる間は両者の共用とする。
- 4 現存通信施設は、防衛庁が米軍から引き継ぎ管理運用するものとする。

なお、それによる資料の不足を補うため、気象庁は、東京センターに協力する気象機関に、東京航空地方気象台との間の通信回線および無線模写受画装置を整備する等の装置をとるものとする。

5 気象庁および防衛庁は、この気象業務を円滑に実施するため、この申し合わせの趣旨に反しない範囲で細目的事項について取り決めるものとする。